

東海市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 東海市都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2に規定する都市計画に関する基本的な方針）について幅広い意見を反映させるため、東海市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 農業者団体の代表 1人
- (3) 商工業者団体の代表 1人
- (4) 市内に住所を有する者 2人
- (5) 県の職員 2人

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があるときは、委員の任期中であっても解嘱し、又は解任することができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員の意見は、これを尊重するとともに、東海市都市計画マスタープランの策定に反映させるように努めるものとする。

(参与)

第6条 委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は都市建設部の事務を担当する副市長とする。
- 3 参与は会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年8月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規程にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則 (平成14年11月18日施行)

この要綱は、平成14年11月18日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日施行)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月21日施行)

この要綱は、平成21年12月21日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日施行)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日施行)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。